

## 東京都地域特産化の推進実施要綱

	平成13年6月	1日	13産労農地第	277号
改正	平成16年4月	1日	15産労農振第	2274号
改正	平成18年4月	1日	18産労農振第	1409号
改正	平成25年3月	29日	24産労農振第	1615号
改正	平成27年3月	13日	26産労農振第	1739号

### 第1 趣旨

東京農業は、農業・農村の有する農畜産物の生産機能に加え、都市の貴重な緑や防災空間の維持、地域文化の継承やふれあいの場及び子供たちへの体験を通じた教育の機会の提供といった多面的機能の発揮に、都民から大きな注目と期待が寄せられている。

また、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）では、農業の持続的な発展、農業・農村の有する多面的機能の発揮及び農村の振興等を基本理念としており、東京農業振興プラン（平成24年3月改定）では東京農業の振興方向として、東京農業の特性を活かした産業力の強化及び都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進等を示している。こうしたことを進めていくためには、効率的かつ安定的な農業経営の育成、山村・島しょ等の地理的・社会的・経済的に不利な地域における農業の振興、地域農産物の利用促進、及び、地域間交流の促進等により、地域の活性化を図ることが急務となっている。

本事業は、このことを踏まえ、東京農業振興プランに基づき、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「農業経営基盤強化促進法」という。）第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）や、第14条の4第1項又は旧青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条により認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）等の地域農業にかかわる幅広い関係者による合意形成を前提とし、地域の農業経営の育成・確保並びに農業の振興及び都市と農村との交流の促進等に必要な事業を総合的に実施する。

### 第2 目的

本事業は、第1の趣旨に沿って、農業生産及び流通に必要な施設などの整備を通じて、地域の特性を活かし、地場産業の育成、就業機会の確保、都市との交流などを促進させ、地域活性化の中核的な担い手となる農業者の自発的な取組を誘導・支援することを目的とする。

### 第3 内容

次の各事業により実施するものとする。

#### 1 経営構造対策事業

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域（これと一体的に事業を実施する地域を含む）において、産地競争力の強化を目的に、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等、地域における生産対策を総合的に推進するための施設を国庫事業により整備する事業。

## 2 山村振興等特別対策事業

農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るために、創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する計画に基づく取組を総合的に実施する事業。

## 3 山村・離島振興施設整備事業

本事業は、地域の特性に応じた事業の実施を通じて、山村・島しょ地域の農業の振興を図ることにより、地域資源の活用・保全に資するとともに、就業機会の確保及び農業生産の環境整備を積極的に進めるために行う事業。なお、1及び2による実施が困難であって、当該地域において特に重要な場合に実施するものとする。

## 4 経営構造対策推進事業

地域特産化の推進等の取組のために、地域の農業者等の合意に基づき計画する1から3までの事業の実施計画の策定、事業実施後の着実な効果発現に対する支援及び指導等を行うものとし、本事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 東京都において市町村の施設整備に関する事業の支援及び指導等を行う東京都経営構造対策推進事業
- (2) 市町村において地域の農業者等の合意形成の支援等を行う市町村経営構造対策推進事業

## 第4 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条に定める構想をいう。）等の農業振興等に関する市町村の総合的な計画に即するもののほか、認定農業者の育成対策、農地流動化対策、遊休農地解消対策、新規就農者対策、女性・高齢農業者対策、男女共同参画対策、農業生産振興対策等の施策等との連携に努めるものとする。

## 第5 推進支援体制

- 1 本事業の効果的推進を図るため、市町村において必要な体制を整備するものとする。
- 2 市町村の活動を支援するため、第3の4の(1)の東京都経営構造対策推進事業等により支援を行うものとする。
- 3 東京都、関係農業団体等は相互に協力して、市町村活動の促進、各事業の適正な実施のための支援を行うものとする。

## 第6 助成措置等

都は、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

#### 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。